

第6期熊本県廃棄物処理計画（令和8年度～12年度）素案の概要

1 計画の基本的事項

○廃棄物処理法の規定により、国の基本方針に即して定める計画

○計画期間：令和8～12年度（5年間）

2 計画改定のポイント

○本県のサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みを反映

○一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」について追加

【サーキュラーエコノミー（循環経済）について】

大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム（循環型経済）を目指すもの

⇒作ったものを使い続けて、できるだけ捨てないようにして、捨てられるものもいろんな方法で生まれ変わらせて、ぐるぐる回す仕組み



環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～概要」から抜粋

3 本県の現状と課題

一般廃棄物

（令和5年度実績）

○1人1日あたりの排出量：822g（過去10年で最も少ない）

○再生利用率：17.7%（近年横ばいの状況継続）

⇒要因として焼却率（79.6%）が高いことが影響

（その他課題）

○リチウムイオン電池使用製品の混入に伴う、出火や火災が多発

産業廃棄物

（令和5年度実績）

○産業廃棄物排出量：約746万t（H30年度比：3万t増加）

○再生利用率：約53%（H30年度比：±0%）

⇒再生利用率は定着しつつある

（その他課題）

○今後、固定価格買取制度（F I T）の買取期間終了に伴い、太陽光パネル等が大量排出されることが予想される

サーキュラーエコノミーへの移行

○事業者の環境配慮設計（※）に関する意識が低い状況

（※）修理のしやすさ、再生材の利用のしやすさなどを考慮した設計

○シェアリングサービス等について利用可能な環境が限定的

○県民のサーキュラーエコノミーに資する意識が低い状況

○県内の豊富なバイオマス資源や循環資源を積極的に活用していく必要あり

4 目標値

○一般廃棄物の再生利用率を促進するため、再生利用率を26%（R5年比+8.2%）として設定（国目標値：26%と同様）

○産業廃棄物は排出量増加が見込まれるが、再生利用率を53.2%（R5年度±0%）と横置きする（国目標値の考え方：R4年度比±0%と同様）

| 一般廃棄物 | R5年度（実績） | R12年度（目標） |
|----------|----------|-----------|
| 排出量 | 520千トン | 473千トン |
| 1人あたり排出量 | 822グラム | 749グラム |
| 再生利用率 | 17.8% | 26% |
| 最終処分量 | 45千トン | 43千トン |

| 産業廃棄物 | R5年度（実績） | R12年度（目標） |
|---------------|----------|-----------|
| 排出量 | 7,460千トン | 7,661千トン |
| 再生利用率 | 53.2% | 53.2% |
| 最終処分量 | 107千トン | 96千トン |
| CE（※1） 移行 | R5年度（実績） | R12年度（目標） |
| 資源生産性 （※2） | 38万円/トン | 約60万円/トン |
| CE認知度 | 2.4% | 90% |

5 サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組みの方向性

一般廃棄物

①一般廃棄物の排出抑制・再使用・再利用・熱回収の推進

・市町村が行う資源化促進のための分別回収等の取組みを支援

②一般廃棄物の適正処理

・リチウムイオン電池使用製品混入の危険性周知及び回収体制の構築等を支援し、国に対しても必要な措置について要望実施

産業廃棄物

①産業廃棄物の排出抑制・再使用・再利用・熱回収の推進

・事業者に廃棄物の排出抑制手法等の情報を積極的に提供し、県内優良事例の横展開を図る

②産業廃棄物の適正処理

・太陽光パネル等の廃棄物については、県内の適正なリユース及びリサイクル体制等の構築を促進する

サーキュラーエコノミーへの移行

①事業者支援

・環境配慮設計の研究支援、環境配慮設計を認証・PRする

・シェアリング等を行う新たなビジネスモデルの支援

②事業者支援以外の取組

・サーキュラーエコノミーに資する取組みについて、効果的に情報発信し、県民の積極的な取組みを促す

・研究機関や地域金融機関と連携し、地域の循環資源等の活用に資するような知見を事業者に提供する

6 個別計画改定の方向性

熊本県バイオマス活用推進計画

○食品廃棄物の利用率は28%で他の品目と比較し利用率が低い状況

市町村が行う資源ごみの分別収集等の取組み支援を強化

○県内の豊富なバイオマス資源の更なる循環利用を進める

熊本県災害廃棄物処理計画

○国の推計方法見直しに伴い、本県の災害廃棄物発生推計量を改定

○令和7年8月豪雨対応を踏まえ、反省点・改善点等を追記

熊本県一般廃棄物処理長期広域化・集約化計画

○県内のごみ処理体制に係るブロック区割りをコスト比較し、最も低コストである案をブロック区割り（5ブロック）として設定

①有明・荒尾・熊本市・山鹿プロック、②菊地・阿蘇プロック、

③上益城・宇城・八代・水俣プロック、④人吉球磨プロック、⑤天草プロック

○当面は現時点で計画している施設整備計画に沿う形で策定

プロック毎の個別事情（施設の稼働年度、運用計画等）を勘案しながら5年毎の見直しの際に各市町村等の意見を反映させていく